

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 に関する基本方針の変更について

1. 背景・経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、「自動車 NOx・PM 法」）第 6 条及び第 8 条の規定に基づき定められた総量削減基本方針は、平成 22 年度までを目標としていた。

この総量削減基本方針の見直し等を行うため、中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会において検討が行われ、平成 23 年 1 月に総量削減基本方針の見直しに関する中間報告をとりまとめたことを受け、同基本方針の変更とこれに伴う自動車 NOx・PM 法施行令の一部が改正された。

2. 総量削減基本方針の変更の概要

(1) 総量の削減に関する目標

変更	現行
平成 32 年度までに対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。但し、平成 27 年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。	平成 22 年度までに対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標とし、大気環境基準の確保が図られるよう最善を尽くす。

(2) 局地汚染対策の推進について

変更	現行
二酸化窒素濃度や浮遊粒子状物質濃度の高い地区の汚染メカニズムの解析調査を行うとともに、現行の対策に加え、エコドライブの実施、高度道路交通システム（ITS）の活用、効果的な交通需要マネジメントの調査研究等を含む総合的な対策を、国、地方公共団体、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等の連携のもとで進める。	交差点周辺部等の汚染メカニズムの解析調査等を行うとともに、交差点の改良等及び道路緑化・環境施設帯の整備等を含む総合的な対策を、国、地方公共団体等の連携のもとで進める。
重点対策地区は、地域の状況や特性に応じて合理的な範囲となるように留意する。	重点対策地区は、例えば交差点近傍のような合理的な範囲とし、必要以上に広範囲に指定されることのないように留意する。

(3) その他

変更	現行
①自動車単体対策の強化等 ディーゼル平成 28 年目標値に沿った排出ガスの低減を図り、ポスト新長期規制適合車の早期普及を支援する。	①自動車単体対策の強化等 ディーゼル 09 年目標値及びガソリン 09 年目標値に沿った排出ガスの低減を図る。
②低公害車の普及促進 （追加）国及び地方公共団体等は、調達した物品を輸送する際に低公害車の使用や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を貨物自動車運送事業者等に求めること等により、自動車排出窒素酸化物等を低減するよう努める。	②低公害車の普及促進 —

<p>③普及啓発活動の推進 国民に対しては広報活動等を通じて大気汚染及び対策の現況、自動車排出窒素酸化物等の排出量の低減に効果のある自動車使用方法等について理解を求め、協力を促すなどの普及啓発活動を積極的に展開する。そのため、ITSの活用等による効果的な情報発信方法を研究する。</p>	<p>③普及啓発活動の推進 国民に対しては窒素酸化物排出量及び粒子状物質排出量等の低減に効果のある自動車使用方法等について理解を求め、協力を促すなどの普及啓発活動を積極的に展開する。</p>
<p>④関係機関の連携 (追加)国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図る。</p>	<p>④地方公共団体間の連携 —</p>

3. 自動車 NOx・PM 法施行令の一部を改正する政令の概要

総量削減基本方針に定める目標を変更することに伴い、都道府県知事が、総量削減計画における削減目標量及び計画の達成の期間を定めるにあたり、平成 33 年 3 月までに二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるよう定めるものとする。

4. 自動車 NOx・PM 法施行規則の一部を改正する省令の概要

総量削減基本方針に定める目標を変更することに伴い、都道府県知事が、削減目標量を算定するにあたり、二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保するよう、算定するものとする。